

令和5年12月太子町教育委員会（定例会）
会 議 録

令和5年12月11日、午前10時00分より太子町教育委員会を太子町役場行政棟3階ホール（災害対策室）に招集した。

1. 議 事 日 程

第1. 開会・教育長あいさつ

第2. 前回定例会会議録の承認

第3. 本日の会議録署名委員指名

第4. 行事結果・予定報告

第5. 教育長報告

太子町教育委員会後援名義使用許可について

令和6年度幼稚園入園予定者数について

令和6年太子町20歳のつどい式典について

第6. 議事

議案第73号 太子町不登校対策連絡協議会設置要綱の制定について

議案第74号 区域外就学の協議応諾に関する専決処理について

議案第75号 学校指定の変更申し立てについて

第7. その他

2. 本日の会議に出席した教育委員

委	員	福田	秀樹
委	員	福本	充治
委	員	杉本	泰代
委	員	竹澤	秀代

3. 本日の会議に出席した事務局職員

教 育 長	糸井	香代子
教 育 次 長	森	文彰
管 理 課 長	改野	学由
社会教育課長	大谷	康弘
文化推進課長	森本	麻友
管 理 課 係 長	小河	祐亮
管 理 課 主 事	山口	昂輝

●開会・教育長あいさつ

教育長 本日は、ご多用の中、定例教育委員会にご出席くださりましてありがとうございます。
ただいまから、令和5年12月の定例教育委員会を開会いたします。

●前回定例会会議録の承認

●本日の会議録署名委員指名

教育長 前回定例会会議録の承認を福本委員と杉本委員にお願いいたします。
続いて、本日の会議録の署名委員は福田委員と竹澤委員を指名させていただきます。
よろしくお願いいたします。
また、本日の第74号、第75号議案につきましては、個人情報保護の観点から非公開とさせていただきますが、よろしいでしょうか。

各委員 結構です。

教育長 ありがとうございます。それでは、非公開とさせていただきます。

●行事結果・予定報告

教育長 行事結果及び行事予定の説明をお願いします。

管理課長 行事結果・行事予定の説明をさせていただきます。
＜12・1・2月の行事結果及び行事予定説明＞

教育長 12・1・2月の行事結果及び予定について何かご意見ご質問はありますか。

委員 12月15日（金）に太田幼稚園の音楽会がございますが、参加させていただく予定です。

委員 同じく石海幼稚園の音楽会が12月14日（木）にあり、参加いたします。

委員 同じく龍田幼稚園の音楽会が12月18日（月）にあります。

委員 斑鳩幼稚園の音楽会は12月15日（金）です。

教育長 それぞれの幼稚園の音楽会をよろしくお願いいたします。
他にございませんか。

各委員 ありません。

教育長 次に、教育長報告をお願いします。

●教育長報告

教育次長 今月の教育長報告は、①太子町教育委員会後援名義使用許可について、②令和6年度幼稚園入園予定者数について、③令和6年太子町20歳のつどい式典についての3件でございます。

はじめに、①太子町教育委員会後援名義使用許可について、3名の申請者より3件の届出

がございます。

1 件目の申請者は、太子町文化協会 会長 福井 和幸氏です。

事業名称は、「令和 5 年度太子町内小・中学生年賀状コンクール」です。

募集期間が令和 5 年 12 月 13 日（水）から令和 6 年 1 月 10 日（水）、展示期間及び展示場所が令和 6 年 1 月 22 日（月）から令和 6 年 1 月 26 日（金）までが太子郵便局内、令和 6 年 1 月 26 日（金）から令和 6 年 2 月 7 日（水）までが太子町役場住民ギャラリー、令和 6 年 2 月 9 日（金）から令和 6 年 2 月 11 日（日）までがたつの町ちゅう美術館になります。

事業目的は、「手づくり年賀状の作成を通じて、「出す」・「もらう」というコミュニケーションの価値や楽しさを実感し、「手書きの良さ」や「手づくりの良さ」に親しむ」となっております。

教育長 ご意見、ご質問はございませんか。

各委員 ありません。

教育長 では、次の報告について説明をお願いします。

教育次長 2 件目の申請者は、太子フットボールクラブジュニア 代表 神路 一郎氏です。

事業名称は、「第 31 回お太子杯サッカー大会」です。

令和 5 年 12 月 16 日（土）、令和 5 年 12 月 17 日（日）に、太子町総合公園の太子町民グラウンドで開催されます。

事業目的は、「県内外のチームとの幅広い交流によりチームのレベルアップを図り、また選手、指導者同士の親睦を深める」となっております。

教育長 ご意見、ご質問はございませんか。

各委員 ありません。

教育長 では、次の報告について説明をお願いします。

教育次長 3 件目の申請者は、太子町茶華道会 会長 岡 英子氏です。

事業名称は、「太子春会式茶会」です。

令和 6 年 2 月 23 日（金）に太子町立文化会館茶室鳩庵で開催されます。

事業目的は、「聖徳太子春会式に合わせて、ゆかりの鳩庵にて、太子町民の方と、一期一会のお茶を楽しみ、町の文化発展を感じていただくため」となっております。

以上でございます。

教育長 ご意見、ご質問はございませんか。

各委員 ありません。

教育長 続いて、事務局より 2 件目の説明をお願いします。

管理課長 ②令和 6 年度幼稚園入園予定者数について報告します。

18 ページをご覧ください。

これは、11 月末時点での来年度の入園申請者を一覧にしたものです。

既に一度幼稚園の状況についてお示しさせていただきましたが、11 月 2 週目の終わりに締め切ってから若干の変動がございます。

現時点で斑鳩幼稚園、太田幼稚園は昨年度より希望者数が多く、石海幼稚園がやや減少という状況にあります。

また、太田幼稚園 3 歳児の入園願数には、龍田幼稚園区の 1 名が含まれています。
令和 5 年度の幼稚園全体入園率の割合は 25.8%でしたが、今回は 27.7%となり若干増加となります。

しかし、保育所・認定こども園の入園許可の関係で、入園者に関しては 2 月末までの間に変動すると思われます。

最終的な確定数については、今後の定例会でお示ししたいと思います。

以上です。

教育長

ご意見、ご質問はございませんか。

委員

龍田幼稚園の対象者数は書いていただいた方がよろしいかと思います。

管理課長

承知しました。

教育長

他にございませんか。

各委員

ありません。

教育長

続いて、事務局より 3 件目の説明をお願いします。

社会教育課長

③令和 6 年太子町 20 歳のつどい式典について説明させていただきます。

20 ページ「太子町 20 歳のつどい（案）」をご覧ください。

1 月 8 日（月・祝）成人の日に、丸尾建築あすかホールの大ホールにて「太子町 20 歳のつどい」を開催する予定としております。

日程につきましては、12 時半開場ということで考えております。

式典形式で行いますが、20 歳のつどい企画運営委員が内容を詰めたところ、アトラクションとして恩師のスライドショーの上映と記念撮影を行う予定としております。

企画運営委員につきましては、委員長を始め 10 名の委員が集っております。

委員の割合ですが、斑鳩地区が 2 名、石海地区が 3 名、太田地区が 3 名、龍田地区が 2 名となっております。

当日の式典の開催につきまして、教育委員の皆様につきましては、舞台の上に座っていただくことを考えております。

後ほど案内をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

教育長

ご意見、ご質問はございませんか。

委員

昨年度の話を踏まえて、この度、龍田地区からも運営委員として参加していただくことになり良かったです。

教育長

他にございませんか。

各委員

ありません。

●議事

教育長

次に、議事に移ります。

議案第 73 号について事務局より説明をお願いします。

管理課長

それでは、議案第 73 号「太子町不登校対策連絡協議会設置要綱の制定について」説明をいたします。

全国的な傾向と同様に、町内の小中学校における不登校児童生徒数が年々増加しております。

不登校の理由として、無気力・不安に起因する児童生徒が多く、児童生徒本人だけでなく、家族も含めて支援していく必要があるケースの増加も課題となっております。家庭も含めた支援が必要なケースについては、学校単位の取組だけでは解決に繋がらないことが多いため、町全体として関係機関等と連携を図り、共通認識のうえで当該児童生徒を支援していく必要があります。

そこで、まず太子町における不登校児童生徒支援の充実を図るために、不登校対策連絡協議会の設置要綱を新たに制定したいと考えます。

要綱の内容ですが、第2条に本協議会の所管事項を列記しております。

第3条には連絡協議会を組織する委員を列記しております。

第4条から第8条については協議会の運営について定めております。

この後、この要綱をご承認いただけましたら、先ほどの行事予定表にもありましたとおり1月30日（火）に不登校対策連絡協議会を開催したいと考えております。

それを受けて2月に担当者会を開き、次年度に向け、不登校対策に取り組んでいきたいと考えております。

関連事項といたしまして、適応指導教室の移設がございます。

3月議会では、適応指導教室から教育支援センターと名称を変えまして、その設置に関する条例案を提出する予定です。

2月の定例会では条例案と規則の審議を教育委員会をお願いしたいと考えております。例規や組織体制を整えて、町全体を挙げて不登校対策に臨んでいくという決意でございます。

また、7月に実施した外部評価でもに評価委員からさまざまな教育事業について評価をいただきました。

その中で不登校についてもご指摘いただいているところです。

本町の教育における喫緊の課題と言えますので、まずはこの要綱を定めて、これからの方向性を定めたいと考えております。

以上です。

教育長 ご意見、ご質問はございませんか。

委員 連絡協議会を近隣で作っているところはあるのでしょうか。

管理課長 必ず作らないといけない決まりはありませんが、兵庫県が不登校対策に力を入れている中で、近隣市町においても、連絡協議会が開かれておりますので、その整備をしたというところです。

教育長 他にございませんか。

委員 不登校の定義はどうなるのでしょうか。

管理課長 年間30日以上欠席を長期欠席としますが、その中で病気あるいは経済的事情でないものを不登校としております。

しかし、病気については区別しがたい事案が多くあります。

教育長 年度末には年間30日以上欠席を不登校として挙げますが、毎月の報告では、例えば

20 日以上 30 日未満の欠席であった場合は、不登校傾向にあるということで、教育委員会も学校もそういう対象であるということを踏まえながら指導や支援をしている状況です。

委員 連絡協議会を組織する専門性を有する委員とは、具体的にどのような方になるのでしょうか。

管理課長 担当から聞いておりますのは、小中学校の校長先生や、心理又は福祉の専門家ということでスクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーが入ります。
こちらは、両方とも本町で雇用しておりますので、それぞれ入っていただきます。
それとは別に、教育長がその専門性を認める者については、1 名入っていただく予定です。

委員 いじめと関係している不登校の場合は、いじめ問題対策連絡協議会と適宜連絡を取り、適切な対応をしていただくようお願いします。

管理課長 承知しました。現在、いじめによる不登校はありません。

委員 要綱第 8 条に連絡協議会に関する庶務とありますが、これは専門家ではなく管理課の中で対応される形でしょうか。

管理課で既にたくさんの仕事を抱えている中、書類作成や段取り、ファイリング、議事録など、これからさらに仕事が増えてくるかと思うと心配になります。

管理課長 ご心配いただきありがたく思います。

しかし、担当課のすべきことなので、課員で対応してまいります。

委員 他自治体の設置要綱を確認したところ、外部から人を呼ぶ場合の費用や招集の大まかな回数が書いてあります。

任期が 1 年しかないため、その間に連絡協議会の回数を重ねなければ不登校は減らないと思います。回数が書かれていないようですが、どのようにお考えですか。

管理課長 連絡協議会は大枠を取り決めていく会ですので、年に複数回開催することは想定しておりません。

不登校担当者会などの各会が機能していくようにするためのおおもとが連絡協議会であるため、連絡協議会自体の開催は年 1 回、多くても年 2 回だと思います。

教育長 他にございませんか。

各委員 ありません。

教育長 それでは、議案第 73 号は、承認いただいてよろしいでしょうか。

各委員 結構です。

教育長 続いて、議案第 74 号について事務局より説明をお願いします。

なお、ここから非公開とさせていただきます。

管理課長 <議案第 74 号「区域外就学の協議応諾に関する専決処理について」説明>

教育長 続いて、議案第 75 号について事務局より説明をお願いします。

管理課長 <議案第 75 号「学校指定の変更申立てについて」説明>

●その他

- 教育長 本日の議事は全て終了しました。
続いて、その他の報告に移ります。
その他の報告について、まず教育委員の皆様から何かご意見・ご質問はありませんか。
- 各委員 ありません。
- 教育長 最後に、事務局より、何か連絡報告事項はございますか。
- 管理課長 管理課から何点か説明したいと思います。
1点目は、かねてより春休みの終了が早く、年度のスタートにも関わらず、例えば支援が必要な児童生徒等がある中で、準備や情報共有が十分にできないまま1学期がスタートしてしまうという状況がございました。
まして1日から5日の間に土・日が挟まった際は、全く準備ができないという状況に陥るため、いろいろな意味でゆとりある教育活動の実施に対応するためにも、春休みを2日延ばし、その代わりに夏休みと冬休みを1日減らすということで、たつの市・播磨高原広域事務組合と共通の認識で来年度から試行するということになりましたので、お知らせいたします。
なお、長期休業の変更に伴いまして、始業式や入学式のような儀式的行事も変更になります。
始業式は2日後ろにずれますので、入学式は原則4月9日となり、ちょうど高校の入学式と重ならなくなります。
幼稚園については、さらにそこから2日ずれることになりますので、1学期と3学期の始業式と終業式がそれぞれ遅くなったり早くなったりするということになります。
このことにつきましては、議員にも議会最終日にお知らせし、保護者にはお手元の資料を2学期終業式の日を持って帰ってもらおうと思っています。
当然、長期休業の変更ににつきまして規則改正が伴います。
本町の場合、規則改正は難しくありませんが、他の自治体等の関係を考慮して、しばらく試行という形で、対応したいと考えています。
併せて、本件とは直接関係ありませんが、既に幼稚園の条例が変更になっております。今まで夏休みの一斉閉庁を、8月14日から16日にしておりましたが、令和6年度から13日から15日に変更します。
2点目は、先ほどお話のありました、いじめ問題対策連絡協議会についてです。
協議記録をお配りしておりますので、ご覧いただけたらと思います。
本町のいじめ認知件数は、全国や兵庫県に比べるとかなり少ないです。
少ないことが良いことなのかどうかという点は色々な見方がございます。
認知件数が多ければ問題というわけではなく、教師が積極的に認知したという捉え方もできる他、少なければ良いというわけでもなく、教師がいじめを把握していないだけではないかというご批判を受ける場合もあります。
こういった数字にとらわれることなく、人権を基盤とした学校・学級の組織づくりを

していただきたいと協議会・校長会で申し上げております。

3 点目は、来年度、児童手当から学校徴収金の引き去りを可能にする書類を全ての児童・生徒に持って帰っていただきます。

近隣市では以前からそういうことをしておりますが、学校現場で学校徴収金の徴収に困難をきたしている事例がございますので、そのことを踏まえて皆さんに一斉に持って帰ってもらいます。

きちんと納めていただいている大半の方には全く関係ありませんが、問題なく納付されている家庭からご指摘を受ける可能性がございますので、あらかじめそれだけお伝えしておきたいと思います。

4 点目は、龍田幼稚園が間もなく休園するということで、園長先生を中心に企画を考えていただいています。

幼稚園の修了式にはそれぞれ園の方に行っていただかなければならないのですが、休園前に龍田幼稚園を懐かしむための開放期間を設けるなど考えているということです。詳細が分かりましたら皆様にお知らせをしたいと思います。

どれだけの方が来られるか分かりませんが、管理課からも職員を出して手伝いたいと思っています。

<5 点目 学校現場におけるインフルエンザ等による学級閉鎖の状況について説明>

教育長

他に事務局より何か連絡はございますか。

他に無いようでしたら、次回の定例会の開催日を調整いたします。

次回の定例会は1月25日（木）午前10時に開会いたします。

これをもちまして12月の定例会を終了させていただきます。

お疲れ様でした。

令和5年12月11日 午前11時20分閉議